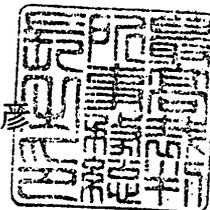


平成30年9月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

9月26日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考ええる。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所が修習給付金について必要経費として控除することができる経費があるかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、8月23日付けで、当該申出に係る文書は、作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法研修所では、修習給付金のうち基本給付金及び住居給付金について、

必要経費として控除することができる費用が存在するか検討したが、この検討内容については、文書を作成するほどの複雑な内容のものではなかったことから、文書を作成していない。

なお、この検討結果については、司法修習生に配布した「修習給付金案内」に記載している。

以上のとおり、当該申出に係る文書は、作成又は取得していない。

イ よって、原判断は相当である。